

参考資料

附則第4項の規定による読み替え表

(下線の部分が改正部分)

読み替え後	読み替え前
<p>(助成の制限)</p> <p>第10条 市長は、第4条の規定にかかわらず、<u>第12条の現況届により、高齢者世帯等に属する者全員に係る当該年度の市町村民税が非課税でない</u>ときは、助成しない。</p> <p>(現況届)</p> <p>第12条 助成決定者は、毎年6月1日から同月末日までの間に、その年の6月1日における世帯の現況及び<u>当該年度の市町村民税の課税</u>の状況を浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等現況届(別記第9号様式)により、市長に届け出なければならない。</p> <p>(受給資格の喪失)</p> <p>第14条 助成決定者は、次の各号の一に該当するときは、受給資格を喪失するものとする。</p> <p>(1) 第3条に規定する世帯に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 賃貸借契約を解除したとき。</p> <p>(3) 前条第1項に規定する期間を経過した後においても、<u>第12条の現況届により、高齢者世帯等に属する者全員に係る当該年度の市町村民税が非課税でない</u>とき。</p> <p>2 助成決定者は、前項の各号の一に該当するときは、速やかに浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等受給資格喪失届(別記第11号様式)により、市長に届け出なければならない。</p>	<p>(助成の制限)</p> <p>第10条 市長は、第4条の規定にかかわらず、<u>高齢者世帯等に属する者の前年の所得が、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第5条第1号に規定する基準額の上限に12を乗じて得た額以上の所得がある</u>ときは、助成しない。</p> <p>(現況届)</p> <p>第12条 助成決定者は、毎年6月1日から同月末日までの間に、その年の6月1日における世帯の現況及び<u>前年の所得</u>の状況を浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等現況届(別記第9号様式)により、市長に届け出なければならない。</p> <p>(受給資格の喪失)</p> <p>第14条 助成決定者は、次の各号の一に該当するときは、受給資格を喪失するものとする。</p> <p>(1) 第3条に規定する世帯に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 賃貸借契約を解除したとき。</p> <p>(3) 前条第1項に規定する期間を経過した後においても、<u>所得が第10条に規定する額を超えている</u>とき。</p> <p>2 助成決定者は、前項の各号の一に該当するときは、速やかに浦安市高齢者世帯等住み替え家賃等受給資格喪失届(別記第11号様式)により、市長に届け出なければならない。</p>